

【アメリカ】生殖補助医療に関するコロラド州法の改正

海外立法情報課 中川 かおり

* 2025年5月30日、配偶子の提供者からの病歴の収集周期に関する規定を削除し、提供者が配偶子出生者からの連絡を拒否する権利を明記する等の改正法がコロラド州で制定された。

1 経緯

コロラド州では、生殖補助医療¹に関わる配偶子²仲介業者³、配偶子バンク⁴又は不妊治療クリニック（以下「事業者」）に同州公衆衛生環境局（CDPHE、以下「同局」）による免許制を導入し⁵、配偶子の匿名の提供を認めないとする等の規定（コロラド州法第25-57-101条～第25-57-112条）⁶が2022年の法律⁷により設けられた。しかし、匿名の提供を認めないことにより配偶子の提供が減れば、州外で生殖補助医療を受けるという高額な選択肢を選ばざるを得ない者が増えるという懸念から⁸、2025年5月30日、これを改正する法律⁹が制定・施行された。この概要を紹介する。

2 概要

（1）生殖医療についての自律的な決定を行う権利等（第25-57-113条の新設）

いかなる者も、生殖医療ケア¹⁰を利用し、又は拒否する権利、配偶子及び胚を利用し、又は廃棄する権利並びに配偶子及び胚を生殖又は研究のために第三者に提供する権利を含め、自身の生殖医療について自律的に決定する権利を有することが定められた。

（2）配偶子の提供者の個人情報及び病歴の収集（第25-57-104条の改正）

従来、配偶子をマッチングさせ、又は採取した事業者は、配偶子の提供者（以下「提供者」）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年9月8日である。括弧内は筆者の補記である。

¹ 性交渉以外の懐胎を生じさせる方法をいい、①子宮内人工授精又は子宮頸（けい）管内人工授精、②配偶子又は胚の提供、③体外受精及び胚移植等が含まれる。コロラド州法（注内以下「同法」）第25-57-103条第1項。

² 受精していない卵子又は精子をいう。同法第25-57-103条第6項。

³ 提供時に相互に面識のない配偶子の提供者と提供を受ける者をマッチングさせる州内の事業者、州外の事業者であるが配偶子の提供を受けようとする州内に所在する者にマッチングを提供するもの等をいう。同法第25-57-103条第7項。「マッチング」とは、配偶子の提供者と提供を受ける州内に所在する者を結び付ける過程を指す。マッチングは配偶子仲介業者によって行われ、配偶子の提供を受けようとする親が、この採取に先立ち、特定の提供者を選択した場合等に成立する。同法第11項。

⁴ 提供者から配偶子を採取し、又は胚を受け取り、提供時に面識がない提供を受ける者にこれを提供する州内の事業者、州外の事業者であるが州内に所在する親又は両親に配偶子又は胚を提供するもの等をいう。同法第25-57-103条第9項。

⁵ 2025年7月1日以降は免許が必要とされる。同法第25-57-110条。

⁶ 2025年1月1日以降にマッチングされ、又は採取された配偶子に適用される。同法第25-57-104条第5項等。

⁷ Protections for Donor-conceived Persons and Families Act, SB22-224. 2024年にも小幅な改正があった。Licensing for Clinics That Provide Fertility Services, SB24-223. 前澤貴子「アメリカ：生殖補助医療における出自を知る権利の保障—コロラド州出生者保護法」『ジュリスト』No.1602, 2024.10, p.107.

⁸ Jesse Paul, “lawmakers consider rollback of sperm donor disclosure requirements adopted in wake of scandals,” Colorado Public Radio News, March 14, 2025. <<https://www.cpr.org/2025/03/14/colorado-legislature-sperm-donation-bank-transparency-rollback/>>

⁹ In Vitro Fertilization Protection & Gamete Donation Requirements, HB25-1259. Colorado General Assembly website <https://leg.colorado.gov/sites/default/files/2025a_1259_signed.pdf>

¹⁰ 人生のあらゆる段階における生殖の過程等に関連する医療をいい、家族計画、避妊ケア、中絶ケア、産前・産後・分娩のケア、不妊ケア、不妊手術サービス、生殖器がんの治療等が含まれる。同法第25-6-402条第4項。

の個人情報¹¹及び病歴を収集し¹²、病歴については最低3年ごとに提供者に更新を要請することとされていた。今回、「最低3年ごと」とする定めを削除し、事業者が提供者に対し、提供後の重要な病歴を知らせるよう促すのみとされた。

(3) 配偶子出生者と他の者との間の情報共有等（第25-57-106条の改正）

従来、配偶子をマッチングさせ、又は採取した事業者は、18歳以上の配偶子出生者（donor-conceived person. 以下「出生者」）¹³がその友人、家族等との間で、自らに関わる配偶子を提供した者について情報共有すること等を妨げ、又は禁止してはならないとされてきた。今回、①出生者は、関連法に基づき提供者と連絡を取る権利を有すること、②提供者は、連絡及び交流に応答し、関与し、又は拒絶する権利を有すること、③提供者の個人的かつセンシティブな情報を公表することに関連する出生者の身体的及び精神的なリスクについて、この出生者に対して情報提供を行うよう事業者に促すこと等が定められた。

(4) 記録保持のための計画案の提出時期と要件の削除（第25-57-107条の改正）

従来、事業者が解散し、支払不能となり、又は破産する場合に備えて、①提供者の個人情報・病歴（上記（2））、②提供者の配偶子により子を得た世帯数（下記（6））等の事業者が保持を義務付けられている情報（の記録）を恒久的に保持するための計画案を、免許申請時に提出することとされ、この計画案の要件が定められていた。今回、この計画案の提出時期と要件が削除され、事業者は恒久的に記録を保持するための計画案を隨時作成し、同局の調査に応じて提供すればよいこととされた。

(5) 配偶子の提供を受けようとする者等のための資料のウェブ掲載（第25-57-108条の改正）

従来、同局は、配偶子の提供者、提供を受ける者及び出生者へのカウンセリング並びにレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの者の親又は両親へのカウンセリングに経験を有する精神保健の専門家等と協力し、配偶子の提供を受けようとする者又はこの提供者のために資料を作成することとされていた。今回、同局は、この資料をウェブサイトにも掲載することとされた。

(6) 提供者の配偶子により子を得た世帯数を確認する取組（第25-57-109条の改正）

従来、事業者は、提供者1人の配偶子により子を得た世帯数を25以下とする制限に従うために、①十全な記録の保持を行うこと、②配偶子の提供を受ける者に、提供を受ける条件として、出生児の情報提供を求める事と、③報告されないであろう出生児の数又は割合を算出する手法を含む、業界のベストプラクティスを使用すること等の誠実な取組を義務付けられていた。今回、この取組の例挙を、これらを含むがこれらに限定されないこととした。

(7) 州外の事業者への立入検査を認める規定の削除（第25-57-110条の改正）

従来、同局は、事業者の免許及び更新の申請について調査し、審査することとされていた。その際に、配偶子が州内の者とマッチングされ、又はこの者に提供された場合の提供者の記録に限定して、同州外にある事業者の立入検査を同局が行うことができると定められていたが、今回、この規定を削除した。

¹¹ 提供者の氏名、生年月日、恒久的な住所等をいう。同法第25-57-103条第10項。

¹² 個人情報は18歳以上の出生者（本文中2（3））等の請求に応じて提供する目的で、病歴は18歳以上の出生者又はこの者が未成年者である場合にはその親等の請求に応じて提供する目的で収集される。同法第25-57-106条第1項、第2項。

¹³ 年齢を問わず、配偶子の提供を受けた親又は両親が提供時に面識がなかった提供者の配偶子を用いた生殖補助医療の結果として生まれた者をいう。同法第25-57-103条第4項。